

I . 教育職員免許状について

教育職員免許状

学校の教員になるためには、各都道府県教育委員会が発行する「教育職員免許状」を取得し、教員採用試験に合格する必要があります。

「教育職員免許状（以下、免許状）」を取得するには、教育職員免許法（以下、免許法）・同法施行規則上定められた最低修得単位を基礎として、本学で定められている免許状取得に必要な科目の単位を修得しなければなりません。

(1) 本学で取得できる免許状について

本学において取得できる免許状の種類は、所属学科、専攻ごとに決まっています。
以下の学校種、免許種、教科があります。

学校種：中学校教諭、高等学校教諭
免許種：一種免許状、専修免許状
教科：工業（高校）、情報（高校）、数学（中学）、数学（高校）、理科（中学）、理科（高校）
例）中学校教諭・一種免許状・数学の場合…中一種免（数学）と表記される

【学部】

2019年度以降入学生				
工学部	機械工学科	高一種免（工業）		
	航空システム工学科	高一種免（工業）		
	ロボティクス学科	高一種免（工業）		
	電気電子工学科	高一種免（工業）		
	情報工学科	高一種免（工業）	高一種免（数学）	中一種免（数学）
	環境土木工学科	高一種免（工業）		
情報フロンティア学部	メディア情報学科	高一種免（工業）	高一種免（情報）	
	経営情報学科	高一種免（工業）	高一種免（情報）	
	心理科学学科	高一種免（情報）		
建築学部	建築学科	高一種免（工業）		
バイオ・化学部	応用化学科	高一種免（工業）	高一種免（理科）	中一種免（理科）
	応用バイオ学科	高一種免（工業）	高一種免（理科）	中一種免（理科）

【大学院】

2019年度以降入学生			
工学研究科	機械工学専攻	高専免（工業）	
	環境土木工学専攻	高専免（工業）	
	情報工学専攻		
	電気電子工学専攻	高専免（工業）	
	システム設計工学専攻		
	バイオ・化学専攻	高専免（理科）	中専免（理科）
	建築学専攻	高専免（工業）	
	ビジネスアーキテクト専攻		
	高信頼ものづくり専攻		
心理科学研究科	臨床心理学専攻		

(2) 免許状を取得するための要件

免許状を取得するためには、以下 (i) ~ (iv) の要件を全て満たす必要があります。

- (i) 免許法第五条別表第一第二欄の基礎資格を有すること
 - 〔一種免許状：学士の学位を有すること（大学を卒業すること）
 - 〔専修免許状：修士の学位を有すること（大学院を卒業すること）
- (ii) 免許法第五条別表第一第三欄で定める単位（「教科及び教職に関する科目」の単位）を修得すること
- (iii) 免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の単位を修得すること
- (iv) 中学校教諭免許取得希望者は、介護等体験を実施済みであること

各要件の概要は以下の通りです。なお (ii) と (iii) に対応する本学開講の科目など、詳細については「教職ガイダンス」で説明します。

免許状の種類 免許状取得要件		中学校教諭		高等学校教諭	
		一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状
i	基礎資格 （免許法第五条別表第一第二欄）	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること	学士の学位を有すること	修士の学位を有すること
ii	教科及び教職に関する科目 （免許法第五条別表第一第三欄）	59 単位以上	83 ※ 1 単位以上	59 単位以上	83 ※ 1 単位以上
iii	第 66 条の 6 に定める科目	8 ※ 2 単位以上			
	区分 日本国憲法	2 単位			
	体育	2 単位			
	外国語コミュニケーション	2 単位			
	情報機器の操作	2 単位			
iv	介護等体験の実施	要		—	

※ 1 専修免許状の取得希望者で同じ学校種・教科の一種免許状所持者は、専修免許状取得に必要な「教科及び教職に関する科目」の単位数（83 単位）のうち、59 単位は学部の課程より、24 単位は大学院の課程より修得すること

※ 2 「第 66 条の 6 に定める科目」の各科目区分のから 2 単位以上修得すること

(3) 本学における免許状取得までの学部4年間のスケジュール

	1年次	2年次	3年次	4年次	
4月	新入生教職ガイダンス① ※教員免許取得を考えている場合は、必ず出席すること。	在学生教職ガイダンス 健康診断・麻疹抗体検査 第2回介護等体験ガイダンス	在学生教職ガイダンス 教育実習ガイダンス①	在学生教職ガイダンス 健康診断・麻疹抗体検査 教育実習ガイダンス② 教員採用試験出願（4月～6月）	事前指導
	新入生教職ガイダンス②			教育実習内諾依頼 教育実習期間	
5月					
6月		第3回介護等体験ガイダンス			
7月	新入生教職ガイダンス③ ★教職課程登録申請書 提出	介護等体験 事前指導		教育実習報告会①	教員採用試験受験（7月～9月）
	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど 夏期集中講義	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど 夏期集中講義	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど 夏期集中講義	
8月					
9月		★教職課程継続判定	★教職課程継続判定		
10月				教育職員免許状一括申請説明会 ※免許状取得希望者は必ず出席してください。	
11月				教育実習報告会②	
12月	教員採用試験説明会 第1回介護等体験ガイダンス	教員採用試験説明会	教員採用試験説明会		事後指導
		介護等体験 事後指導			
1月					
2月	教育原理 (集中)	特別支援教育 概論(集中)			
3月	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど ★教職課程継続判定	授業づくり練習（模擬授業実践など） ★教育実習受講判定	教育職員免許状の受取 (卒業式当日)	

※年間スケジュールの実施時期・内容については変更される場合があります。具体的な日程・内容などについては、掲示や学生ポータル等で案内を出すので、必ず確認すること。
 ※上記以外にも各種イベントを実施する場合があります。その場合は授業内で案内します。

(4) 教職課程を履修するにあたって

【教職課程の登録制】

免許状を在学中に取得するためには、免許状取得に必要な科目の履修に加えて、「教職課程登録申請書」を提出する必要があります。教職課程登録制の主な目的は、以下の2つです。

- ①教職課程を目指す学生を漏れなく把握し、4年間を見通した指導・支援をすること
- ②必要な情報の提供などをスムーズに行うこと

また教職課程を履修するにあたっては、以下の事項を守らなければなりません。

【教職課程を履修するための守るべき事項】

- (1) 教師になることを真剣に考えていること
- (2) 教職にかかわる各ガイダンスには必ず出席すること
- (3) 提出書類など指定された期日までに提出すること
- (4) ポータルなどの連絡事項に細心の注意を払い、手続き等を漏れなく行うこと
- (5) 連絡先などの届け出事項に変更があった場合は、速やかに教務課に届け出ること
*** 上記の事項に加え、2年次の前学期終了時点で以下の条件を追加します ***
- (6) 2年次前学期までの全授業において各科目の出席率が90%以上であること
- (7) 「教師入門セミナー」「教育原理」「道德教育の理論と実践」「教育心理学」に合格していること

上記の事項を守れなかった場合や条件を満たせなかった場合、教職課程教員の呼び出しに応じ、個別面談を受けなければなりません。その結果、教職課程の継続ができなくなり、在学中に免許状が取得できなくなる場合があります。

毎年4月に行われる「教職ガイダンス」にて履修すべき科目や注意事項について説明しますので、必ず出席し各自で確認をおこなってください。分からないことがあれば、すぐに教職課程教員もしくは教務課（1号館2階）に確認してください。
(教職ガイダンスの日程は、学生ポータルで確認してください)